

社会保険サービスの見極めチェックリスト

確かめ
方

「個人事業主が入れる社会保険」を検討する前に、自分の手で確かめる。

まずこの3つ。1つでも当てはまれば立ち止まる

1. 払う会費（名称は問わない）が、受け取る給与より多い。同じくらいでも、それが続くなら同じく注意
2. 1週間・1か月の労働時間を聞いても、具体的な数字で答えが返ってこない
3. 「3月の通達で役員型だけが問題になった。正社員型なので大丈夫」と説明している（9月14日の通知は正社員型が対象）

※ 2026年3月18日の通達（役員型・保保発0318第1号）と、9月14日の通知（正社員型・保保発0914第2号）が判断の土台です。どちらも「常用的使用関係があるか」で見るという従来の枠組みを明確にしたもので、サービスを名指しで違法としたものではありません。実態の判断するのは保険者（年金事務所・協会けんぽ・健保組合）です。ここでは特定のサービスの可否は判定しません。確かめ方だけを載せます。

A. 案内と契約書で確かめる5つの質問

9月14日通知の判定は、①報酬が業務の対価として経常的な支払いと認められない、②業務が経常的な労務の提供と認められない、の2つ。①②の両方に当たると原則として被保険者資格を有さない扱い、どちらか一方なら就労の実態に照らして個別に判断されます。

□ 払う会費は、受け取る給与（報酬）より多くないか

報酬を上回る会費を払う形は、原則として常用的使用関係が認められないとされています。会費と同額や下回る場合でも、会費が報酬の多くを占める状態が常態化していれば認められない可能性があります

名称は問いません。勉強費・広告費・掲載料・参加料・コンサルタント料・協力金・委託費なども会費等に含まれます

□ 1週間または1か月の労働時間は何時間か

労働時間が常態的に極端に短く、社会通念に照らして経常的に労務を提供しているとは言えない場合が②に当たります

何時間なら「極端に短い」かの数値基準は、通知に一切書かれていません。時間数を答えられない案内は、その時点で確かめようがありません

□ 任される仕事の中身は具体的に何か

勉強会への参加や単なるアンケート回答、形式的な活動報告、会員同士の紹介、自分の事業をそのまま事業所の業務としているもの——これらは通知が名指しで挙げています

ほかの業務が一部含まれていても、内容・実質が乏しければ同じ扱いです

□ 「法人化は不要」「役員ではなく正社員だから問題ない」と説明していないか

9月14日の通知は、まさに法人の役員ではない労働者の型を対象にしたものです。3月の通達だけを根拠に安全と説明している案内は、9月の通知を踏まえていません

3月通達＝役員型、9月通知＝正社員型。2本あることを知らない案内は情報が更新されていません

□ 資格を失ったときの説明があるか

資格を失えば国民健康保険と国民年金に戻る手続きが要ります。さかのぼって失った場合に保険料や医療費がどうなるかまで説明しているかを見ます

この点は通知に記載がありません。だからこそ、サービス側が何と説明しているかを書面で残します

B. 自分で引ける一次情報（3つ）

案内に書かれていることなく、公的なデータベースで運営会社そのものを見ます。どれも無料で、スマホからでも引けます。

□ 運営会社が社会保険の適用事業所になっているか／被保険者数は何人か

日本年金機構「厚生年金保険・健康保険 適用事業所検索システム」で、事業所名か法人番号を入れると、所在地・適用年月日・被保険者数・現存／全喪が出ます

効くのは被保険者数です。会員数千人をうたうサービスの運営会社の被保険者数が一桁なら、その会社は受け皿になっていません。データ更新は月次なので直近の動きは映りません

□ その法人は実在し、所在地は案内と合っているか

国税庁の法人番号公表サイトで、商号・所在地・登記の変更履歴が引けます

法人番号が分かると、上の適用事業所検索も一発で引けます

□ 特定商取引法に基づく表記と運営会社の記載があるか

本文に社名も特商法の表記も無いページは、事業者のサイトではなく集客用のページであることがあります
問い合わせ先が携帯番号だけ、外部リンクがLINEだけ、という作りも同じ見方をします

C. 2026年に実際に起きたこと（数字は公表資料のまま）

令和8年9月14日公表、第85回 社会保障審議会年金事業管理部会 資料4。すべて令和8年8月31日時点の数字です。

□ 事業所調査を実施した事業所数 45社

うち、指導により対象者全員の被保険者資格喪失届を提出した事業所が38社。その他は調査継続中と注記されています
原文は「38社が不正だった」とは書いていません。事業所名は一切公表されていません

□ 指導により被保険者資格を喪失した人数 11,610人

この調査の起点は3月18日通達（役員型）です。調査の過程で勤務時間が極端に短い正社員型の事案が確認され、9月14日の通知につながりました

正社員型がこの人数に含まれるかは公表資料からは分かりません

すでに加入していて資格を失った場合は、期限の短い順に手続きがあります。任意継続は退職日の翌日から20日以内（必着）、国民健康保険と国民年金の届出は原則14日以内です。特典3の「社会保険の資格を失ったときの期限チェックリスト」をそのまま使ってください。

出典（すべて一次情報。2026年10月14日に一次資料で確認）

- 令和8年9月14日 保保発0914第2号（正社員型） <https://www.mhlw.go.jp/content/12512000/001749381.pdf>
- 厚生労働省 報道発表（9月14日） https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_75927.html
- 第85回 社会保障審議会年金事業管理部会 資料4（事業所調査の結果） <https://www.mhlw.go.jp/content/12508000/001749239.pdf>
- 日本年金機構 適用事業所検索システム https://www.nenkin.go.jp/do/search_section/
- 国税庁 法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

ソロ節約ラボ <https://solo.suitablism.com/>／[通達と通知のくわしい解説](#)

2026年10月14日に一次資料で確認。制度は変わります